



茨城県報

第 2583 号

平成26年4月24日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 2
- 救急告示病院の申出事項の変更（医療対策課）…………… 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 2
- 指定居宅介護支援事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 4
- 指定介護療養型医療施設の廃止（長寿福祉課）…………… 4
- 家畜等の移入の禁止（畜産課）…………… 4
- 公金の収納及び支出の事務の委託（農業経営課）…………… 5
- 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく特別被害地域及び被害農業地域の指定（農業経営課）… 5
- 使用料の徴収事務の委託（水産振興課）…………… 6
- 建設業法による営業停止処分（監理課）…………… 6
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 7
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 7
- 使用料の徴収事務の委託（2件）（公園街路課）…………… 7

（ 病 院 局 ）

- 患者自己負担分に係る未収金の収納事務の委託…………… 8

（ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

- 選挙管理委員会第5回定例会の招集…………… 8

公 告

- 落札者等の公示（情報政策課）…………… 9
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 9
- 環境影響評価配慮書の縦覧について（環境政策課）…………… 10
- 公共測量の終了（用地課）…………… 11
- 都市計画の図書の縦覧（都市計画課）…………… 11
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 11
- 落札者等の公示（水産試験場）…………… 12
- 落札者等の公示（下水道事務所）…………… 13

（ 警 察 本 部 ）

- 落札者等の公示…………… 14

訓 令
(労 働 委 員 会)

- 茨城県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 …………… 14
●茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 …………… 15

告 示

茨城県告示第459号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
3104	映画	阿鼻叫喚！熟女の三所責め	新日本映像
3105	映画	強制飼育 OL 肉奴隷	オーピー映画
3106	映画	僕のオッパイが発情した理由	新日本映像
3107	映画	色道四十八手 たからぶね	PGぴんくりんく
3108	映画	美人教師 淫乱舌なめずり	大蔵映画
3109	映画	女子トイレ エッチな密室	オーピー映画
3110	映画	熱い吐息 股間のよだれ	新東宝映画
3111	映画	美人姉妹 月下の凌辱	オーピー映画
3112	映画	絶品姉妹の秘部めぐり	大蔵映画
3113	映画	カニバル（原題）CANNIBAL	ブロードメディア・スタジオ（スペイン）

茨城県告示第460号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院の開設者から、次のとおり名称及び所在地を変更した旨届出があったので告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事項	変 更 前	変 更 後
名称	医療法人 大修会 大山胃腸科外科病院	大山病院
所在地	茨城県常陸太田市埜町3521	茨城県常陸太田市金井町4810

茨城県告示第461号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年 4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
0873600407	神栖市長 保立 一男	神栖市通所介護事業所	神栖市溝口1746番地1	通所介護	平成26年 3月31日
0870300621	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 デイサービスセンターうらら	土浦市大和町9番2号 ウララ2 総合福祉会館5階	通所介護	平成26年 3月31日
0870301546	寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社 介護事業部土浦営業所	土浦市東都和6-1	訪問入浴介護	平成26年 3月31日
0872100268	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	ひたちなか市高場 老人デイサービスセンター	ひたちなか市高場 594-2	通所介護	平成26年 3月31日
0872100276	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	ひたちなか市金上 老人デイサービスセンター	ひたちなか市金上 562-1	通所介護	平成26年 3月31日
0873100291	社会福祉法人武仁会	百里サンハウス訪問入浴介護事業所	小美玉市下吉影2437-109	訪問入浴介護	平成26年 3月31日
0873100622	有限会社あおぞら介護サービス	あおぞら介護サービス	東茨城郡茨城町大戸 3333-254	訪問介護	平成26年 3月25日
0873600308	社会福祉法人武仁会	鉾田サンハウス訪問入浴介護事業所	小美玉市鳥栖2100-9	訪問入浴介護	平成26年 3月31日

茨城県告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年 4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
0873600217	医療法人土合会	はさき在宅サービスセンター	神栖市土合本町2丁目 9809番地20	居宅介護支援	平成26年 3月1日
0870300464	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会	土浦市大和町9番2号 ウララ2 総合福祉会館4階	居宅介護支援	平成26年 3月31日
0870301546	寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社 介護事業部土浦営業所	土浦市東都和6-1	居宅介護支援	平成26年 3月31日
0870302023	株式会社ホーム・リビルド	居宅介護支援事務所 いろり	土浦市中高津2-2-4	居宅介護支援	平成26年 3月31日
0870400439	社会福祉法人古河市社会福祉協議会	古河市社協介護ステーション 居宅介護支援事業所（三和）	古河市仁連2228番地7	居宅介護支援	平成26年 3月31日
0873600068	社会福祉法人神栖市社会福祉協議会	神栖社協かみす指定居宅介護支援事業所	神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福祉会館内	居宅介護支援	平成26年 3月31日

茨城県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0873600407	神栖市長 保立 一男	神栖市通所介護事業所	神栖市溝口1746番地1	介護予防通所介護	平成26年3月31日
0870300621	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 デイサービスセンターうらら	土浦市大和町9番2号 ウララ2 総合福祉会館5階	介護予防通所介護	平成26年3月31日
0870301546	寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社 介護事業部土浦営業所	土浦市東都和6-1	介護予防訪問入浴介護	平成26年3月31日
0872100268	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	ひたちなか市高場老人デイサービスセンター	ひたちなか市高場594-2	介護予防通所介護	平成26年3月31日
0872100276	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	ひたちなか市金上老人デイサービスセンター	ひたちなか市金上562-1	介護予防通所介護	平成26年3月31日
0873100291	社会福祉法人武仁会	百里サンハウス訪問入浴介護事業所	小美玉市下吉影2437-109	介護予防訪問入浴介護	平成26年3月31日
0873100622	有限会社あおぞら介護サービス	あおぞら介護サービス	東茨城郡茨城町大戸3333-254	介護予防訪問介護	平成26年3月25日
0873600308	社会福祉法人武仁会	鉾田サンハウス訪問入浴介護事業所	小美玉市鳥栖2100-9	介護予防訪問入浴介護	平成26年3月31日

茨城県告示第464号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の規定により告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0810611178	医療法人恒貴会	医療法人恒貴会 協和南病院	筑西市門井1674番地1	介護療養型医療施設	平成26年3月31日
0811410026	医療法人愛正会	やすらぎの丘温泉病院	高萩市下手網1951-6	介護療養型医療施設	平成26年3月31日

茨城県告示第465号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

移入禁止家畜等	移 入 禁 止 区 域	移入禁止期間	その他必要な事項
鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品	熊本県 平成26年4月13日以降に熊本県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域。	平成26年4月13日から当分の間	移入禁止の理由：高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

茨城県告示第466号

就農施設等資金の貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次に掲げるものに委託した。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 水戸市梅香1丁目1番4号
茨城県信用農業協同組合連合会
- 2 委 託 期 間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 収 納 の 方 法 口座振替の方法による

茨城県告示第467号

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）第2条第11号及び第3条第2項の規定に基づき、平成26年2月8日から9日の暴風雪及び大雪並びに2月14日から15日の大雪及び大雨による災害（平成26年3月3日茨城県告示第195号）に係る特別被害地域及び被害農業地域を次のとおり指定する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別被害地域

市町村名	区 域 (旧 市 町 村 名)
小美玉市	小川町, 白河村, 橋村, 堅倉村, 玉川村

2 被害農業地域

市町村名	区 域 (旧 市 町 村 名)
小美玉市	小川町, 白河村, 橋村, 堅倉村, 玉川村

茨城県告示第468号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

名 称 神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

団体名 化工機プラント環境エンジ株式会社

2 徴収事務を委託する使用料

茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）別表第1に掲げる使用料（漁港浄化施設に係るものに限る。）の徴収事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

茨城県告示第469号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成26年4月17日

2 処分を受けた者

(1) 商 号 堀江産業株式会社

(2) 所 在 地 筑西市玉戸1080番地

(3) 代表者の氏名 堀 江 新 一

(4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般・特-24）第1958号

3 処分の内容

建設業の営業のうち、公共工事に係る営業及び民間工事であって補助金等の交付を受けているものに係る営業の1年間（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで）の停止

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

4 処分の原因となった事実

堀江産業株式会社の代表取締役は、筑西市長として同市を統括するとともに同市が発注する公共工事の一般競争入札における入札参加資格の決定及び指名競争入札における入札参加者の選定等の職務権限を有する者に対し、同市が発注する公共工事に関し、同社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨の下に、現金200万円の供与を申

し込み、もって同人の職務に関し賄賂の供与の申込みをしたとして、平成26年2月21日付けで水戸簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、同年3月8日に刑が確定した。

当該事実は、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

茨城県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
稲敷市大字桑山字浦向1674番2から 稲敷市大字桑山字浦向1675番まで	旧	最大 105.0 最小 34.0	35	
	新	最大 32.0 最小 21.2	35	一部区域除外

茨城県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道354号
- 2 供用開始の区間 坂東市岩井字駒跣前281番9地先から
坂東市岩井字早内前846番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月30日

茨城県告示第472号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者の住所及び氏名
茨城県水戸市笠原町978番25 一般財団法人 茨城県建設技術公社
- 2 委託事務の内容
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の偕楽園好文亭に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで

茨城県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者の住所及び氏名

茨城県水戸市笠原町978番25 一般財団法人 茨城県建設技術公社

2 委託事務の内容

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の弘道館に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで

(病 院 局)

茨城県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律292号）第33条の2の規定により、下記1の施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を、下記2に掲げる者に、下記3に掲げる期間委託した。

平成26年4月24日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

1 施設の名称

茨城県立中央病院、茨城県立こころの医療センター、茨城県立こども病院

2 受託者の住所、名称及び代表者氏名

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階

弁護士法人 館野法律事務所

弁護士 館野 完

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第54号

平成26年第5回定例会を次のとおり招集する。

平成26年4月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成26年5月12日（月）午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番 6
茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 平成26年第7回定例会の日程等について
- (2) 裁決取消請求訴訟の結果について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年 4 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

【掲載順序】

- ①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由 ⑨その他必要な事項
- ①住民基本台帳ネットワークシステム県ネットワーク運用管理業務委託 ②企画部情報政策課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成26年3月28日 ④東日本電信電話株式会社茨城支店 茨城県水戸市北見町8番8号 ⑤27,475,200円
- ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令第10条第1項第2号

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年6月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成26年 4 月 14 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 遊休地活用クラブほこた

3 代表者の氏名

方波見 正

4 主たる事務所の所在地

茨城県銚田市安房1569番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民等に対して、遊休農地の活用による農園運営事業、生態保全施設の運営事業及び環境保全に関する研究・交流事業を行い、水と緑に恵まれた田園都市の建設に寄与することを目的とする。

~~~~~

●環境影響評価配慮書の縦覧について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号。以下「法」という。)第3条の7の規定に基づき株式会社常陸那珂ジェネレーションから次の事業に係る環境影響評価配慮書(以下「配慮書」という。)の送付を受けたので、茨城県環境影響評価条例施行規則(平成11年6月11日規則第69号。以下「規則」という。)第4条の7の規定により次のとおり公告する。

なお、配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、規則第4条の5の規定に基づく意見書の提出により、これを述べることができる。

平成26年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

- (1) 事業者の名称 株式会社常陸那珂ジェネレーション
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 栗山 章
- (3) 主たる事業所の所在地 東京都台東区上野7丁目7番6号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画
- (2) 種類 汽力
- (3) 規模 発電出力 約65万キロワット

## 3 対象事業の実施が想定される区域

東京電力株式会社常陸那珂火力発電所(茨城県那珂郡東海村照沼768番23号)

## 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

## (1) 縦覧場所

| 場 所              | 所 在 地                |
|------------------|----------------------|
| 茨城県行政情報センター      | 水戸市笠原町978番6(県庁舎3階東側) |
| ひたちなか市市民生活部環境保全課 | ひたちなか市東石川2丁目10番1号    |
| 東海村経済環境部環境政策課    | 那珂郡東海村東海3丁目7番1号      |

## (2) 縦覧期間

平成26年4月24日(木)から平成26年5月23日(金)(土曜日、日曜日、祝日を除く)

## (3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

## (4) インターネットによる公表

株式会社常陸那珂ジェネレーションのホームページにおいて、平成26年4月24日(木)から平成26年5月23日

(金) まで配慮書の電子版を公表します。

URL <http://www.hitagene.co.jp/>

5 規則第 4 条の 7 の規定による意見書の提出期限, 提出先, 提出方法

(1) 意見書の提出期限

平成26年 5 月23日 (金)

(2) 意見書の提出先

〒110-0005

東京都台東区上野 7 丁目 7 番 6 号

株式会社常陸那珂ジェネレーション

E-MAIL [assess\\_hkg@hitagene.co.jp](mailto:assess_hkg@hitagene.co.jp)

(3) 意見書の提出方法

直接持参又は郵送若しくは電子メールによること。

~~~~~

●公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので, 同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 稲敷市
- 2 作業種類 公共測量 (数値地形図データ作成 レベル 2500)
- 3 作業終了日 平成26年 3 月20日
- 4 作業地域 稲敷市内

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更に伴い, 水戸市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
土地区画整理事業 (東前第四土地区画整理事業)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字常井字杵山418番 3
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町常井415
小 沼 勝 巳

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくばみらい市高岡字道慶515番20
 - 2 事業主の住所及び氏名
牛久市上柏田 3 丁目23番地 4 (デルプラト102)
芦 田 良 平

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域に名称
東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭3782番54
 - 2 事業主の住所及び氏名
ひたちなか市大字中根889番地32 萩谷住宅 3 号
杉 本 智 子

●落札者の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年 4 月24日

茨城県水産試験場長 森 栄

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
A重油 J I S 1 種 1 号 265キロリットル (予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県水産試験場
茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚3551 - 8
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
茨城沿海地区漁業協同組合連合会
代表理事会長 小野 勲
茨城県水戸市三の丸 1 丁目 1 番33号
- 5 落札金額
94.6円 (1リットル当たり)
- 6 地方自治法施行令第167条の 6 第 1 項の公告を行った日

平成26年 2月10日

7 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年 4月24日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所
所 長 鈴 木 典 夫

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び予定数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦随意契約による場合には、その理由

①那珂久慈浄化センターで使用する電気の供給契約 予定数量12,287,600キロワット時 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年 4月 1日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘 3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の 2第 1項第 8号

①那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で使用する電気の供給契約 予定数量7,717,200キロワット時 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年 4月 1日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘 3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の 2第 1項第 8号

①東海ポンプ場で使用する電気の供給契約 予定数量2,281,400キロワット時 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年 4月 1日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘 3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の 2第 1項第 8号

①馬渡ポンプ場で使用する電気の供給契約 予定数量1,492,500キロワット時 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年 4月 1日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘 3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧電力 A」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の 2第 1項第 8号

①26特那久広域第委-2号 焼却灰運搬埋立処分業務委託 予定数量1,300t ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年 4月 1日 ④新和企業 有限会社 茨城県北茨城市磯原町木皿824 ⑤38,880円/ton (消費税相当額 2,880円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の 2第 1項第 2号

①26特那久広域第委-6-1号 焼却灰埋立処分業務委託 予定数量 1,070t ②茨城県那珂久慈流域下水道事務

所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成26年4月1日 ④向洋産業 株式会社 茨城県北茨城市関南町神岡下
金ヶ峯2703 ⑤36,720円/ton (消費税相当額 2,720円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の2第1
項第2号

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月24日

茨城県警察本部長 大 平 修

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
茨城県警察情報通信ネットワーク等運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県警察本部警務部会計課管財係
茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社茨城支店
茨城県水戸市泉町一丁目2番4号
- 5 落札金額
年額31,959,600円 (消費税及び地方消費税抜きの額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成26年2月13日

訓 令

(労 働 委 員 会)

茨城県労働委員会訓令第1号

茨城県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月24日

茨城県労働委員会会長 小 泉 尚 義

茨城県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県労働委員会事務局文書管理規程 (昭和53年茨城県地方労働委員会訓令第2号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「処理は」の次に「, 経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け, 又は検証することができるよう, 処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」を加える。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県労働委員会訓令第 2 号

茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月24日

茨城県労働委員会会長 小 泉 尚 義

茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程（昭和60年茨城県地方労働委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規程」を「訓令」に改める。

第 2 条中「規程」を「訓令」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 歴史公文書等 次に掲げる文書等をいう。

ア 県の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書等

イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書等

ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書等

エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書等

オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書等

第 5 条第 3 項及び第 5 条の 2 第 3 項中「第 9 条第 2 号」を「第 9 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

各課長は、第 5 条の規定によりファイル等に整理した文書を、文書管理主任が別に定める時期に、文書管理主任に引き継がなければならない。ただし、各課において保管することを必要とする文書については、各課長は、事務局長が別に定めるところにより、文書管理主任にその旨を報告して、各課において保管することができる。

2 各課長は、前項の規定により文書の引継ぎを行うときは、保存文書引継書（様式第 2 号）及び保存文書索引目次（様式第 3 号）を添付するとともに、前項の規定により文書管理主任に引き継ぐ文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該文書に不開示情報（条例第 7 条第 5 号及び第 6 号イからエまでに掲げる不開示情報を除く。第 11 条第 4 項において同じ。）が記録されており、茨城県立歴史館（以下「歴史館」という。）において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書（様式第 4 号）を添付しなければならない。

第 9 条第 3 号中「10年を超える期間で、10年単位で」を「20年又は30年のうちいずれかの」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 各課長は、文書等について、別表に定める基準に基づき、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては歴史館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めるものとする。

3 前 2 項の措置は、原則として文書等の作成時又は取得時に定めるものとする。

4 各課長は、第 2 項の規定により措置を定めた後、その定めを変更する必要があると認めるときは、当該文書等の保存期間の満了前に限り、別表に定める基準に基づきその定めを変更することができる。この場合において、当該変更の時期が第 6 条第 1 項又は第 11 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による引継ぎ後であるときは、各課長は、事務局長が別に定めるところにより、変更をした旨を文書管理主任に報告するものとする。

第 10 条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

文書管理主任は、保存期間が経過した文書については、前条第 2 項の規定による定め（変更があつたときは、変更後のもの。以下同じ。）に基づき、歴史館に移管し、又は廃棄しなければならない。

第10条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 文書管理主任は、保存文書に移管するときは、保存文書台帳及び保存文書索引目次並びに閲覧の制限に係る意見書（第 6 条第 2 項の規定に基づき添付されている場合に限る。）を添付するものとする。

3 各課長は、第 1 項の規定により移管された文書について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書を廃棄することに同意することができる。

第10条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項の規定にかかわらず、各課長は、これらの規定に規定する文書が歴史公文書等に該当しない場合において、当該文書を茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県規則第184号）第 2 条第 1 項に規定する機関（以下「指定機関」という。）に移管することが適当であると認めるときは、当該文書を指定機関に移管することができる。

第11条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

各課長は、保存期間の種別が 1 年以下に属する文書等で、保存期間を経過したものについては、毎年 4 月に、第 9 条第 2 項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。ただし、各課長は、当該文書等を指定機関に移管することが適当であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管することができる。

2 各課長は、前項のほか、その保管する文書等で、保管する必要がなくなつたものがあるときは、当該文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては事務局長が別に定めるところにより文書管理主任に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第 9 条第 2 項の規定による定めに基づきその都度廃棄することができる。

3 各課長は、常用文書等のうち常用文書等として扱う必要がなくなつたものがあるときは、当該常用文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては事務局長が別に定めるところにより文書管理主任に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第 9 条第 2 項の規定による定めに基づき廃棄することができる。

第11条に次の 3 項を加える。

4 各課長は、第 2 項又は前項の規定により当該文書等を文書管理主任に引き継ぎ、又は歴史館に移管する場合は、保存文書台帳及び保存文書索引目次を添付するとともに、当該文書等に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、各課長は、これらの規定に規定する文書等のうち歴史公文書等に該当しないものについて、指定機関に移管することが適当であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管することができる。

6 各課長は、第 2 項又は第 3 項の規定により移管した文書等について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書等を廃棄することに同意することができる。

別表を次のように改める。

別表 文書等の保存期間等基準表（第 9 条）

1 長期に属する文書等（歴史館への移管（以下「移管」という。）

(1) 例規に関する文書等

(2) 調整事件処理簿

(3) 不当労働行為審査処理簿

- (4) 労働組合資格審査処理簿
 - (5) 認定告示処理簿
 - (6) 労働委員会年誌及び年報
 - (7) 総会議事録
 - (8) 公益委員会議事録
 - (9) あっせん員候補者に関する文書等
- 2 10年に属する文書等（移管。ただし、第2号に掲げる文書等のうち、あっせん及び調停に関するものは廃棄。）
- (1) 叙位、叙勲、褒賞及び表彰に関する文書等
 - (2) あっせん、調停及び仲裁に関する文書等
 - (3) 不当労働行為の審査に関する文書等
 - (4) 労働組合の資格の審査に関する文書等
 - (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による認定及び告示に関する文書等
 - (6) 労働協約の拡張適用の決議に関する文書等
 - (7) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関する文書等
 - (8) 行政訴訟（緊急命令を含む。）に関する文書等
- 3 5年に属する文書等（廃棄）
- (1) 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下同じ。）別表第5保存期間基準表に定める保存期間5年の文書等
 - (2) 労働争議の予告通知に関する文書等
 - (3) 調整事件の管轄に関する文書等
- 4 3年に属する文書等（廃棄）
- (1) 茨城県財務規則別表第5保存期間基準表に定める保存期間3年の文書等
 - (2) 調査研究に関する文書等
- 5 2年に属する文書等（廃棄）
- (1) 予算及び決算に関する文書等
 - (2) 茨城県財務規則別表第5保存期間基準表に定める保存期間2年の文書等
 - (3) 連絡協議会及び連絡会議に関する文書等
 - (4) 監査に関する文書等
 - (5) 通知、照会、回答及び報告等に関する文書等
 - (6) 不当労働行為事件の審査委員及び担当職員指名簿並びに参加委員申出簿
 - (7) 文書等の收受、発送に関する簿冊
 - (8) 勤務を要しない時間の指定簿、出勤表、休暇カード、時間外勤務命令簿、事務引継書その他一般職員の勤務及び給与に関する文書等
- 6 1年に属する文書等（廃棄）
- (1) 職員の福利厚生に関する文書等
 - (2) 県議会に関する文書等
 - (3) 会議の招集に関する文書等
 - (4) 臨時職員の任用に関する文書等

備考

- 1 各項末尾の括弧書きは、文書等に係る保存期間が満了した時の措置に係る基準を示す。
- 2 常用文書等に係る保存期間が満了した時の措置はこの表で定める基準に準じたものとし、保存期間が1年未満の文書等に係る保存期間が満了した時の措置は「廃棄」とする。
- 3 この表において「廃棄」とされている文書等であつても、歴史公文書等に該当する文書等にあつては、歴史館に移管する必要がある。

「

備 考

」

「廃棄予 」「移管・廃棄
様式第1号中 　　　　　を 　　　　　に、
定年月」 予定年月 』

を

「

保存期間満了時の措置	備 考

」

に改め、同様式の備考に次の1項を加える。

5 「保存期間満了時の措置」の欄は、「移管」又は「廃棄」の別を表示すること。

「廃棄予 」「移管・廃棄
様式第2号中「同条第3項」の次に「、第10条第2項、第11条第4項」を加え、 　　　　　を 　　　　　に、
定年月」 予定年月 』

「※ 　　　　　」 「※ 　　　　　」
を 　　　　　に改める。
廃棄年月」 移管・廃棄年月」

様式第4号中「第6条第2項」の次に「、第10条第2項、第11条第4項」を加え、「(5年、3年、2年保存文書用)」

備考 「閲覧の制限」の欄は、「閲覧の制限に係る意見書（様式第4号）」の添付がある場合に、○印をもつて表示すること。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、次の1様式を加える。

様式第 4 号 (第 6 条第 2 項, 第 10 条第 2 項, 第 11 条第 4 項)

閲覧の制限に係る意見書

索引番号	件 名	該当号	該当する部分

備考 「該当号」の欄は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第7条各号における該当号を記載すること。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程の規定は、この訓令の施行の日以後に職員が作成し、又は取得した文書等（茨城県労働委員会事務局文書等整理保存規程第 2 条第 1 号に掲げる文書等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に職員が作成し、又は取得した文書等については、なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 1 5 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)